

平成30年度介護保険法改正点の補足説明

1 生活機能向上連携加算

生活機能向上連携加算はリハビリテーションを提供している医療機関や事業所と連携し利用者に対し機能訓練を実施することを評価するものです。地域密着型サービスでは夜間対応型訪問介護を除くサービスで設定されています。

【市に加算の算定体制届が必要なサービス】

- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

※ ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護

については、市へ加算の算定体制届は必要ありません。

【要件について(一部)】

① 連携するリハビリテーション実施機関について

- ・訪問リハビリテーション事業所
- ・通所リハビリテーション事業所
- ・リハビリテーションを実施している医療提供施設※(病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)

※診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設であること。

② 連携するリハビリテーション実施機関の役割について

- ・連携するリハビリテーション実施機関の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師(以下「理学療法士等」という。)と事業所が共同して利用者の心身の状況の把握を実施すること。
- ・理学療法士等と事業所が共同して3か月を目途とする生活機能向上を目的とする計画を作成すること。
- ・(定期巡回・小多機・GHのみ)理学療法士等が事業所から各月の目標の達成度合いの報告を受け、助言をすること。
- ・(通所系・特養のみ)3か月ごとに1回以上理学療法士等と事業所が共同して計画の評価をすること。

- ・定期巡回・小規模は理学療法士等と共同せず、助言を受けるのみで算定できる区分があります。

※「共同して」とは、事業所や利用者の居宅において理学療法士等が直接「利用者」や「事業所の従業者」と対面していることです。

③ 記録の仕方

- ・アセスメント表・生活機能向上を目的とする計画は、**共同した**理学療法士等の氏名を記載すること。
- ・理学療法士等へ計画に基づくサービスの実施状況等を報告した場合は、その日時と内容を利用者の支援の経過記録、サービス提供の記録等に記載すること。
- ・理学療法士等から助言を受けた場合は、その日時と内容を利用者の支援の経過記録、サービス提供の記録等に記載すること。

【加算算定の継続について】

サービスの種類	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護
3か月以上の算定継続	可 (3か月ごとに計画の評価・見直しが必要)	不可 (3か月を目途に実施するものであるので、3か月を超えて加算算定するためには、心身の状況の把握から再度実施する必要がある)

2 栄養スクリーニング加算

栄養スクリーニング加算は地域密着型サービスでは定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を除くサービスで設定されています。当該加算の市への届出は全地域密着型サービスで必要ありません。

【算定の注意点】

- ・他のサービスで当該加算を算定する場合は、算定できません。
- ・毎月栄養状態の確認をしても、6か月に1回の算定です。
- ・当該利用者が栄養改善サービスに係る加算を受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は算定できません。
- ・栄養スクリーニングの結果は記録してください。記録の様式は、通知「居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」の別紙1又は別紙2(管理栄養士が配置されている場合)を用いると、栄養スクリーニングで記録すべき情報を記載することができます。

3 身体的拘束の適正化について

（認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護）

やむを得ない場合を除く身体的拘束の禁止については、これまでも指定基準に定められてきたところですが、認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護では平成30年4月から新たに「身体的拘束の適正化を図るための措置」について規定されました。

【身体的拘束適正化検討委員会】

3か月に1回以上、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催しなければならないとなっています。以下の点にご注意ください。

- ・運営推進会議と一体的に設置した場合、運営推進会議の会議録とは別に「身体的拘束適正化検討委員会の会議録」を残してください。
- ・身体的拘束の事例の有無に関わらず、身体的拘束適正化検討委員会を3か月に1回以上開催してください。
- ・身体的拘束適正化検討委員会で協議されたことは、当該委員会に出席していない従業者等にも周知してください。

【身体的拘束等の適正化のための指針】

指定基準の解釈通知に定められた項目を盛り込み作成してください。内容については適宜見直すようにしてください。

【身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修】

従業者に対する研修は年2回以上、また新規採用時にも実施するようにしてください。研修を実施した場合は記録をしてください。

【身体拘束廃止未実施減算】

身体的拘束を実施した場合ではなく、身体的拘束について適正に実施されていない場合に適用される減算です。具体的には、上記3項目に加え、やむを得ない場合に実施した身体的拘束に関する記録(様態、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由)をしていない場合に適用されます。

なお、当該減算は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護では平成30年4月以前から設定されていましたが、認知症対応型共同生活介護では平成30年4月から設定されています。

4 利用者の入院中の体制（認知症対応型共同生活介護）

利用者が入院したときの費用を1月に6日を限度として246単位算定することができるようになりました。いくつか条件があるので、確認してください。

【市への届出】

当該算定には市へ届出が必要です。「利用者の入院中の体制」を「対応可」で届出てください。

【要件】

- ① 利用者が入院する必要が生じた場合でも3か月以内に退院することが明らかに見込まれていること。
⇒3か月は当該利用者の居室を確保する必要があります。契約で「1か月以上の入院が必要となった場合は退去」となっている場合、実際に退去しなければならない事業所では当該加算を算定することは不適切です。
- ② 利用者やその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すること。
- ③ やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び事業所に円滑に入居できる体制が確保されていること。
- ④ ①～③についてあらかじめ利用者等に説明していること。
⇒当該体制を確保していることの説明は、同意を得なければならないものではなく、説明し理解を得ることが求められます。そのため、同意書の必要はなく、口頭で説明し、説明したことの記録を残すか、重要事項説明書に記載する等の対応をお願いします。

【算定の注意点】

当該算定は、1回の入院で月をまたがる場合は最大で12日分まで算定が可能ですが、毎月6日分の算定が出来るというわけではないことにご留意ください。

5 口腔衛生管理体制加算（認知症対応型共同生活介護）

口腔衛生管理体制加算は歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対して口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行っている場合に算定される加算です。

【要件】

- ① 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき「利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」が作成されていること。
⇒当該計画は個別の利用者について作成する必要はなく、事業所全体における日常的な口腔ケアの実施に対する計画を作成するようにしてください。
- ② 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導は訪問歯科診療・訪問歯科衛生指導とは別の時間に実施されていること。
⇒歯科医師等の訪問時に技術的助言及び指導を受ける場合は、利用者に対する診療等と時間を別に確保してもらう必要があります。

6 共生型サービス（地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護）

共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくする制度で、要介護(支援)状態の高齢者及び障害者の両方を利用者として受け入れるものです。

地域密着型通所介護及び小規模多機能型居宅介護の指定を受けている事業所が、併せて指定を受けることができる障害福祉サービスは以下の通りです。

地域密着型通所介護	小規模多機能型居宅介護
【障害福祉サービス】 ・生活介護 ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) 【障害児通所支援】 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	【障害福祉サービス】 ・生活介護 ・ <u>短期入所</u> ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) 【障害児通所支援】 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス

共生型障害福祉サービスの指定に関する問い合わせ先は、山口県の障害者支援課となります。山口県のホームページ「障害福祉やまぐち」※をご確認のうえ、相談をしてください。

※「障害福祉やまぐち」のページは、検索エンジン(Google や YAHOO!JAPAN 等)で「障害福祉やまぐち」と検索してください。